

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	5-1
処分の種類	学校法人の収益事業の停止命令			
根拠法令条例等・条項	私立学校法第61条第1項			
処分の概要	収益事業を行う学校法人に対し、私立学校法第61条各号に該当する事由がある場合にその事業の停止を命ずること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】私立学校法第61条第1項 (収益事業の停止)</p> <p>第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。</p> <p>三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。</p>			
基準の制定根拠	—			